

【様式1】

平成22年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(独立行政法人名:環境再生保全機構)  
第3・四半期分

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額(税抜)	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定期限	備考
該当なし											

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成21年度に締結した契約のうち、平成22年度以降に競争性のある契約への移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3.の記載方法に準じて記載すること。
4. 「移行困難な事由」欄は、平成21年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定期限」欄は、平成22年度以降の具体的な移行予定期限(例:平成22年度)を記載すること。

【様式2】

平成22年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:環境再生保全機構)  
第3・四半期分

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額(税抜)	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
「低公害車フェア」(埼玉)の業務委託	独立行政法人 環境再生保全機構 契約担当職 理事 斎藤 照夫 神奈川県川崎市幸区 大宮町1310	平成21年10月1日	エコ・カーフェア埼玉2009 実行委員会 委員長 金子 昌一郎 埼玉県さいたま市浦和区 高砂3-15-1	本業務は、埼玉県を中心として組織されている左記の実行委員会との間で本事業を共催する必要があるため、当該者以外を契約の相手方として実施することができないことから、会計規程第45条第1項に該当するため。	-	1,904,762	-	なし	本行事に関する業務委託は、埼玉県を中心として組織されている左記の実行委員会との間で本行事を共催する必要があるため、左記の者以外を契約の相手方として実施することができない。	4	
平成21年度会計監査人による監査	独立行政法人 環境再生保全機構 契約担当職 理事 坂井 義章 神奈川県川崎市幸区 大宮町1310	平成21年10月2日	あづさ監査法人 代表社員 公認会計士 佐藤 正典 東京都新宿区津久戸町1番2号	会計監査人との監査契約にあたっては、環境大臣に候補者の名簿を提出し、その選任を求めることがなっていることから、公募により候補者を募集して選定を行った結果、あづさ監査法人を候補者と決定し、環境大臣に提出した。これを受け、独立行政法人通則法第40条の規定により左記の者が会計監査人に選任されたものであり、競争を許さないことから会計規程第45条第1項の規定に該当するため。	-	19,500,000	-	なし	本契約は、当機構の会計監査人として、独立行政法人通則法第40条の規定に基づき環境大臣から選任された者との契約であり、競争を許さない。なお、環境大臣に対する会計監査人の候補者名簿を提出するにあたり企画競争を実施し、左記の者を選定している。	1	
「エコカーフェアinおおさか」の業務委託	独立行政法人 環境再生保全機構 契約担当職 理事 斎藤 照夫 神奈川県川崎市幸区 大宮町1310	平成21年11月4日	エコカーいろいろ大集合 inおおさか実行委員会 委員長 堀内 史郎 大阪府大阪市中央区大手前2-1-2	本業務は、大阪府を中心として組織される左記の実行委員会との間で本事業を共催する必要があるため、当該者以外を契約相手方として実施することができないことから会計規程第45条第1項に該当するため。	-	1,142,858	-	なし	本行事に関する業務委託は、大阪府を中心として組織されている左記の実行委員会との間で本行事を共催する必要があるため、左記の者以外を契約の相手方として実施することができない。	4	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成21年度に締結した契約のうち、平成22年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
  - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
  - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
  - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
  - ・競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がない場合「16」
  - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
  - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
  - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」